令和9年度　保育所等入所申込みのご案内

※申込みを行う前に、必ずお読みいただき、ご理解のうえ、お申込みください。

〈目次〉

1　施設の種類と選び方
2　各施設の申込・利用にあたって
3　保育所等「保育園・小規模保育施設・認定こども園（保育部分）」への申込から入所まで
4　保育所等の入所申込みに必要な書類について
5　マイナンバーの提出について
6　保育所等の申込・利用に関するＱ＆Ａ
7　入所について
8　保育料（利用者負担額）について
9　「幼児教育・保育の無償化」について
10　町内施設・事業の一覧
11　その他の保育サービス



©愛川町

必要な書類や期日に
ご注意ください。

問い合せ先

愛川町役場　子育て支援課　子ども保育班

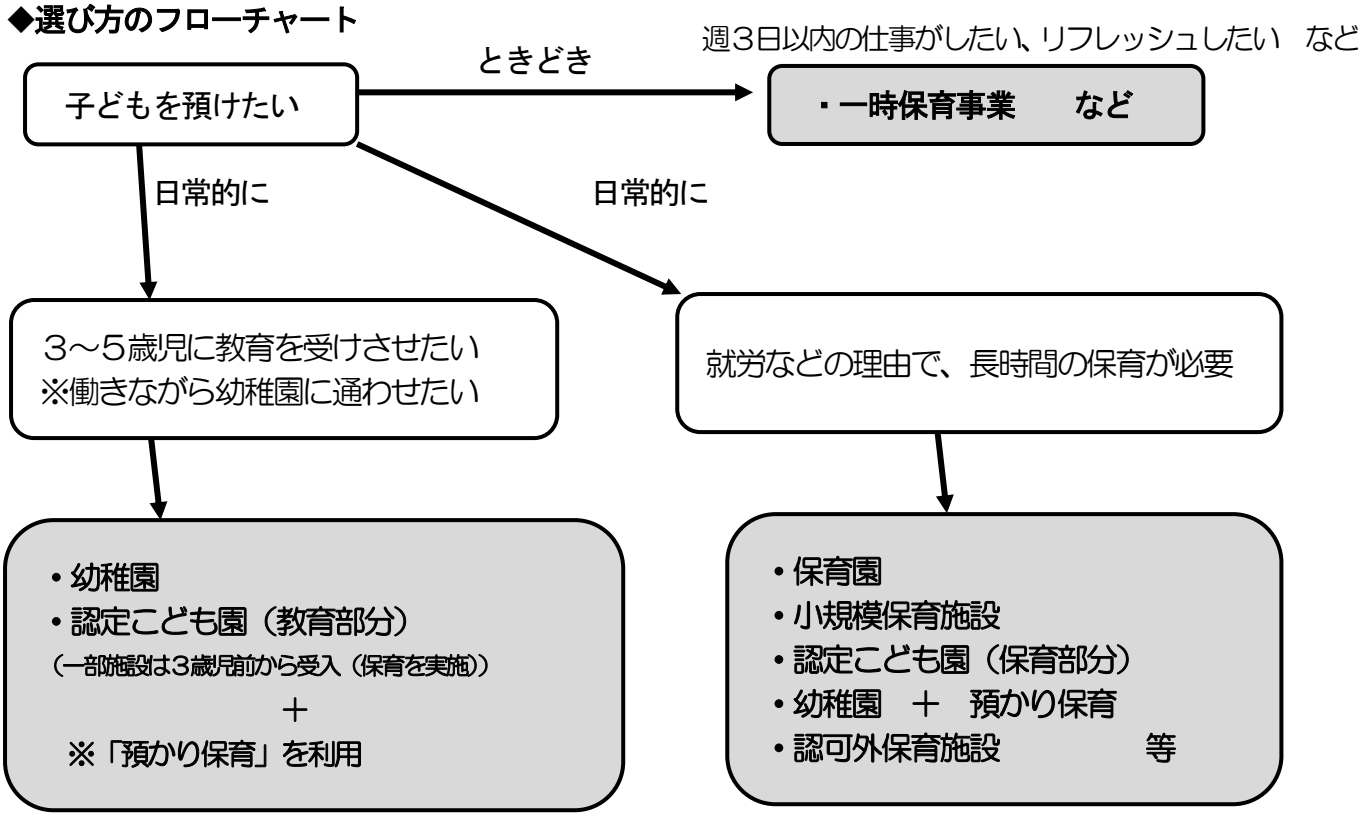
電　話：　０４６（２８５）２１１１（代）　内線３３６６

住　所：　〒２４３－０３９２　愛川町角田２５１番地１

１　施設の種類と選び方

お子さんの年齢、保育の必要性の有無などから、利用可能な施設や各種事業等の利用を検討してください。

◆選び方のフローチャート



◆各施設等の種類　　（※受入年齢は施設によって異なります。）

（１）保育所等（認可保育施設）

保護者の就労等の理由により、児童を家庭で保育ができない場合、その児童を保護者に代わって保育する施設です。

保育園（受入年齢　０歳～５歳）

小規模保育施設（受入年齢　０歳～２歳）

・保育園より少人数の単位（19 人以下）で、保育を行う施設です。

認定こども園（受入年齢　保育部分：１歳～５歳）

・保育と教育を併せ持った施設です。

幼児教育・保育の無償化により、保育料が無償になる場合や、預かり保育料などの給付が受けられる場合があります。
※対象者等の詳細については
Ｐ１４をご覧ください。

（２）教育施設

認定こども園（受入年齢　教育部分は満３歳～５歳）

・保育と教育を併せ持った施設です。

幼稚園（受入年齢　満３歳～５歳）

・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。

・利用時間は昼過ぎ頃までの教育時間のほか、施設によっては教育時間前後や長期休業日に預かり保育を実施している施設もあります。

（３）認可外保育施設、一時保育事業

施設によって、保育の受入年齢等は異なります。各施設へ直接確認・申込してください。

２　各施設の申込・利用にあたって

（１）保育所等（認可保育施設）　**保育園**　**小規模保育施設**　**認定こども園（保育部分）**

〈要　件〉愛川町の保育所等に申込・入所できる児童は、町内在住者（町内に転入予定を含む）、または保護者が町内在勤者とし、次のいずれかの「保育を必要する事由」に該当することが必要です。（町外の保育所等については、自治体により取扱いが異なりますので、利用を希望する施設を所管する自治体にご確認ください。）

〈申込先〉愛川町役場　子育て支援課　※申込先は保護者が住民登録をしている市町村になります。

◆保育を必要とする事由（認定事由）　　２号（３歳以上）または３号（３歳未満）認定

No.	保育を必要とする事由		保育必要量の認定区分	
			標準時間	短時間
1	就労	１日**４時間以上**かつ月**１６日以上**働いていること	○ ※1	○ ※1
2	妊娠・出産	妊娠中である又は出産後、間がないこと（産前８週間・産後８週間、多胎妊娠の場合は産前１４週間・産後８週間）	○	○
3	疾病・障がい	病気、けが又は身体、精神に障がいを有していること	○	○
4	看護・介護	長期にわたる病気又は精神、身体に障がい等がある同居の親族を常時看護・介護していること	○ ※1	○ ※1
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっていること	○	○
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること（認定期間は３か月までのためそれ以上の延長はできません）		○
7	通学	就学（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること	○ ※1	○ ※1
8	育児休業取得中で保育利用中の子ども	育児休業取得時に、現に保育園等を利用しており、継続利用が必要であること		○
9	その他	その他、保育が必要と認められる場合	○	○

※１：標準時間（月時間数 120 時間以上）、短時間（月時間数 64 時間以上 120 時間未満）

（２）教育施設　**認定こども園（教育部分）**　**幼稚園**　**（預かり保育を含む）**

〈要　件〉保育の必要な事由によらず、どなたでも申込・利用できます。（幼児教育・保育の無償化による預かり保育料の給付を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要です。）

〈申込先〉各施設

（３）認可外保育施設　**企業主導型保育施設　等**　、一時保育事業

〈要　件〉各施設による

〈申込先〉各施設

３　保育所等「保育園・小規模保育施設・認定こども園（保育部分）」への申込から入所まで

保育園・小規模保育施設・認定こども園（保育部分）（以下「保育所等」といいます）への入所を希望する方は、「保育を必要とする事由（P3）」を満たしたうえで、申込書等を愛川町役場子育て支援課へ提出してください。

愛川町の保育所等に申込・入所できる児童、「保育を必要とする事由」については、P3 をご確認ください。

〇保育所等への申込から入所までの流れ

利用申込・保育の必要性の認定申請

＜窓口受付＞提出場所：愛川町役場　１階　子育て支援課
受付時間：午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時
＜郵送受付＞送 付 先：〒243-0392　愛川町角田 251-1　愛川町子育て支援課
※郵送の場合は期日必着となります。期日を過ぎた場合は、次の受付扱いとなります。
※申込書類は折らずに送付してください。

〇４月を除く入所希望月の前月 10 日までに、申込書等を愛川町子育て支援課へ提出してください。
（※10 日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その直前の平日まで）
・不足書類や記載もれなどがあると受理できません。
・提出後の書類の変更は、締切日までであれば可能です。

〇令和９年４月入所の受付日程

受付期間（土曜日、日曜日、祝日は除く）
１次募集：令和８年１０月３０日（金）～令和８年１１月２０日（金）
２次募集：令和８年１１月２４日（火）～令和９年　２月１０日（水）

利用調整

〇提出された書類をもとに利用調整（選考）をします。
（必要に応じて面接をさせていただきます。）

支給認定証の交付、利用調整の結果の通知

〇支給認定証と利用調整の結果の通知を郵送で送付します。
・通知郵送時期（予定）・・・４月入所　１次募集の申込：令和９年２月上旬
４月入所　２次募集の申込：令和９年２月下旬
５月以降の申込：入所希望月の前月下旬

入所

〇入所前に、施設で面接や説明会があります。
〇ならし保育がありますので、入所が決定した施設の指示に従い、利用してください。

※内定辞退は、申込の全てが無効となります。**１次募集の申込辞退後に、２次募集の申込はできません。**
※入所は毎月１日付けです。月途中での入所はできません。
※申込みの取下げや転出等がない限り、申込みは年度内（３月末まで）有効です。
※利用調整の結果は、初回の結果以降は、入所が決定した場合に通知します。
※提出・認定後に認定区分や保護者の状況等が変更になった場合は、変更申請の手続きが必要となります。

４　保育所等の入所申込みに必要な書類について

◆　**申込みに必要な書類**：必要書類一式を窓口または郵送で提出してください。

	必要な書類	注意点
①	**様式１　保育所等入所申込書（兼 教育・保育給付支給認定申請書）**	両面すべて記入してください。
②	**様式２　保育所等入所申込補助書**	両面すべて記入してください。 食物アレルギーがある方は、食物アレルギー調査票も合わせてご記入ください。
③	**保育を必要とすることを証明する書類**	下記の「保育を必要とすることを証明する書類」を確認してください。
④	**保育所等入所申込に関する確認書**	※きょうだいで同時に申込みをする場合は、１部のみ提出してください。
⑤	**マイナンバー届出書** **番号及び本人確認書類（郵送提出の場合はコピー）**	P７をご確認のうえ、用意してください。 ※きょうだいで同時に申込みをする場合は、１部のみ提出してください。
⑥	**その他必要書類等**	必要に応じた添付書類等を提出してください。 ・障害者手帳などの写し ・生活保護受給者証の写し　　など

※必要な書類について、チェックリストを合わせてご活用ください。ご不明な点などは事前に電話でお問合せください。**提出した書類は返却できませんので、ご自身で必要に応じてコピーをとり、保管してください。**

◆（上記③）　**保育を必要とすることを証明する書類　※父母それぞれの書類が必要です。**

保育を必要とする事由	必要な書類	
就労 /育児休業（入所後復職予定）	**○就労証明書**（指定様式）※証明日から３か月を過ぎて提出されたものは無効です。 （**４月入所の１次申請**の場合は**１０月１日以降の証明日**のものが有効です。） ・就労先で証明を受けるものです。雇用主が必ず記入してください。 ・自営業の方は、経営者が証明してください。 ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの就労証明書が必要です。 ○変則勤務の方は、**就労証明書**に加え、**シフト表のコピー（１か月分）** ○**自営業**の方は、**就労証明書**に加え、**開業届または確定申告書のコピー** ○**育児休業から復職予定の方**は、**就労証明書**と、**「育児休業からの復職に関する申立書」**	
求職活動（内定）	○就労先が内定している方は、**就労証明書**と**「就労先内定に関する申立書」** ○上記以外の方は、**「求職活動等に関する申立書」**	
妊娠・出産	**○母子健康手帳のコピー**　　表紙と分娩（出産）予定日が確認できる部分のコピー	
疾病・けが	**○診断書**　※保育ができない状態である旨及びその期間が記載されたもの **○「申立書（疾病・負傷等）」**	
障がい	**○障害者手帳等※のコピー** **○「申立書（疾病・負傷等）」**	**※身体障害者手帳**の場合 ・手帳番号、本人欄、障がい名・交付履歴等（記載がある場合）が確認できる部分のコピー **※療育手帳・精神障害者保健福祉手帳**の場合 ・手帳番号、本人欄が確認できる部分のコピー
介護・看護 （同居親族に限る）	**○病人の診断書**または介護を受けている方の**障害者手帳等※のコピー、介護認定結果通知書等のコピー** **○タイムスケジュール**	・病人の疾病名、期間や要介護状態が分かるもの ・介護に従事していることが分かるタイムスケジュール
通学	**○在学証明書** **○時間割の分かる資料**	やむを得ず時間割表が提出できない場合はタイムスケジュール
その他	個々の状況により必要書類が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。	

※保育の必要性の確認は保護者のみが対象となります。（祖父母の証明書類は不要）
※証明書等の提出がない場合には、求職活動と同等の取扱いとなります。（認定期間は３か月）
※きょうだいで同時に申込みをする場合は、一番下のお子さんに原本を、上のお子さんにコピーをそれぞれ添付してください。
※就労証明書等の様式については、町ホームページからダウンロードできます。

◆　申込にあたっての注意事項

＜書類・期限について＞

〇不足書類や書類の記載もれがある場合は受理できません。
不明な点は、必ず事前に愛川町子育て支援課へお問合せください。

〇状況に応じて、必要とする書類を別にお願いする場合があります。

〇郵送で申込をした方には、後日、愛川町子育て支援課から電話（電話番号：046-285-6932）があるか、受理通知書または不備通知書が届きます。郵送後、10日以内にいずれも連絡がないようでしたら、愛川町子育て支援課へ電話をお願いします。

＜施設の見学、希望する施設について＞

〇町内の保育所等を申込する場合、施設の見学は必須ではありません。

〇施設は3園まで希望可能です。通園可能かどうか等を踏まえ、希望施設を決めてください。必ず3園を希望しなければいけないわけではありませんので、入所が決定したら通園する園のみ希望してください。

＜就労の要件について＞

〇就労要件の場合、最低基準（1日4時間以上かつ月16日以上）を満たす必要があります。最低基準に満たない場合は、就労証明書に加え、「求職活動等に関する申立書」の提出が必要です。

〇就労内定の方は、入所月から翌月10日までに内定を有している就労先に就労することを条件とした入所決定となります。就労開始後2週間以内に、就労証明書の提出が必要です。なお、内定を有している就労先に就労せず、新しい就労先に決定した場合は退所となります。

〇求職活動の方は、入所月から翌々月の5日までに就労および就労証明書を提出することを条件とした入所決定となります。就労証明書を入所から翌々月の5日までに提出できない場合は、退所となります。

〇育児休業から復職予定の方は、入所月から翌月10日までに職場復帰することを条件とした入所決定となります。就労開始後2週間以内に、就労証明書の提出が必要です。復帰されなかったときは、退所となります。また、復職せず新しい就労先が決定していても退所となります。

＜愛川町外の方が愛川町の保育所等を希望する場合＞

〇愛川町に転入予定がある方は、愛川町の申込書を愛川町子育て支援課へ郵送（必着）または窓口にて直接申請してください。その際、転入先の住所が確認できる書類（家屋の売買契約書や賃貸契約書の写しなど）の提出が必要です。

〇愛川町に転入予定がない方（町内在勤者）は、申請日時点で住民登録されている市区町村の窓口で、愛川町の締切日までに書類が到着する余裕をもって申請してください。

＜愛川町以外の保育所等を希望する場合＞

〇当該市区町村に転入予定がある方は、転入先自治体に直接申請してください。申込みの受付期間や必要書類は市町村により異なりますので、事前に希望する保育所等のある市町村に申込締切日、必要書類、申込条件等を確認してください。

〇当該市区町村に転入予定がない方は、事前に該当市区町村に申込締切日、必要書類、申込条件等を確認し、当該市区町村の締切日の2週間前までに、愛川町の申込書を愛川町子育て支援課に提出してください。

＜その他＞

「保育所等の申込・利用に関するQ＆A（P8・9）」をご確認ください。

５　マイナンバーの提出について

認定申請にあたっては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

《必要なもの》
（１）マイナンバー届出書
（２）確認書類　①番号確認書類　②本人確認書類　**申請を行う保護者の１名のみ提出してください。（申請児童及びその他の方の書類は不要です。）**
※認定申請書類と一緒に提出してください。

（１）マイナンバー届出書への記入
マイナンバー届出書には、支給認定申請書に記入した申請児童、申請児童の保護者の情報を記入してください。（保護者の方は、単身赴任等の理由で同居されていない場合も記入してください。）

（２）確認書類の提出
マイナンバー届出書を提出する際は、申請を行う保護者の１名のみの確認書類（「番号確認」と「本人確認」）が必要です。

〇窓口提出の場合
その場で確認を行いますので、**確認書類の原本を提示してください。**
（コピーを用意していただく必要はありません。）

〇郵送提出の場合
「マイナンバー届出書」「確認書類のコピー」を申請書類とともに送付してください。ただし、「住民票の写し」については、原本を同封してください。

<table>
<tr><td>①　番号確認書類</td><td colspan="2">いずれか１点</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td colspan="2">・マイナンバーカード（裏面）
・通知カード　※１　｝郵送提出の場合、マイナンバーが分かる面のコピーを同封
・マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）</td></tr>
<tr><td>②　本人確認書類

郵送提出の場合
①顔写真
②氏名
③生年月日又は住所が分かる面のコピーを同封</td><td colspan="2">１点で可能なもの（顔写真付の公的証明書）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">・マイナンバーカード（表面）　・運転免許証
・パスポート　・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳　・療育手帳
・在留カード　等</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">２点必要なもの　　Ａ２点　または　Ａ１点とＢ１点</td></tr>
<tr><td></td><td>Ａ　顔写真なしの公的証明書
〈 「氏名」と「生年月日または住所の記載があるもの 〉</td><td>Ｂ　顔写真付の証明書
〈 顔写真の掲載があるもの 〉</td></tr>
<tr><td></td><td>・健康保険資格確認書
・年金手帳
・印鑑登録証明書
・児童扶養手当証書
・特別児童扶養手当証書　等</td><td>・学生証
・法人が発行した証明書
・公的機関発行の資格証明書</td></tr>
</table>

※１　通知カード：令和２年５月２５日以降に、氏名、住所等の記載事項の変更がある方は、マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し（または住民票記載事項証明書）のいずれかを提出してください。（通知カードは不可です。）

６　保育所等の申込・利用に関するＱ＆Ａ

（１）申込

①申込は早く提出したほうが有利になりますか。

…先着順ではありませんので、有利にはなりません。
保護者の状況等の保育の必要とする度合いにより、入所の決定をします。

②愛川町役場子育て支援課で申込書類を記入することはできますか。

…ご自宅にて予め記入のうえ、窓口での速やかな提出または郵送提出にご協力をお願いします。申込書類についてご不明な点などは、電話でお問合せください。

③郵送での提出方法に決まりはありますか。

…申込書類は折らずに角2サイズの封筒に切手を貼って送ってください。郵送事故等不達を心配される方は、配達証明等の補償をつけてください。

④締切日間近に郵送しても間に合いますか。

…郵送の場合は期日必着となります。期日を過ぎた場合は、次の受付扱いとなります。期日に余裕をもって郵送してください。また、不足書類があった場合は不認定となりますので、ご注意ください。

⑤提出書類に不備があった場合、どのような取り扱いになりますか。

…愛川町子育て支援課から確認の電話連絡があるか、または不備通知を送付します。再度書類の提出が必要な場合は、別途指定する期日までに提出をしてください。また、不足書類があった場合は不認定となりますので、不認定通知書を送付します。

⑥申し込めば必ず入所できますか。

…保育所等の申込は年間を通して受付していますが、ほとんどの施設において4月当初に定員に達するため、年度途中に利用が開始できる事例は多くありません。
入所調整は、保育を必要とする度合いを就労状況や世帯状況等を勘案し行います。お申込み数が多いと入所ができない場合もありますので、お子さんの預け先を探す場合は、幼稚園・認定こども園の教育部分に加えて預かり保育の利用や、認可外保育施設なども合わせてご検討ください。

⑦これから出生予定の子どもは入所申込をすることができますか。

…お子さんの出生届出後に申込をしてください。

⑧障がいや食物アレルギーがあると入所に不利になりますか。

…お子さんの障がいや食物アレルギーの有無によって入所の優先順位が変動することはありません。ただし、特別の配慮が必要な場合、保育士の配置等の都合により、入所ができないことがありますので、申込前に愛川町子育て支援課にご相談ください。また、特別な配慮が必要にも関わらず、その事実を町または保育所等に伝えなかった場合は、入所決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

⑨求職活動で入所申込しましたが、仕事が決まりました。いつまでに就労証明書を提出すればいいですか。

…就労証明書の提出があれば、次の利用調整をする月から、その証明内容で審査します。

⑩就労で入所申込をしましたが、入所待機中に出産をする場合、就労の要件のままでの申込になりますか。

…待機中の方でも、保育が必要な要件が「妊娠・出産」に変わるため、認定変更の申請をしていただく必要があります。入所月１日時点が産前・産後期間に当たる場合は、申込時に就労していても「妊娠・出産」の要件になります。

⑪入所申込をしましたが、希望施設の追加・変更はできますか。

…「保育所等入所申込変更届出書」の提出があれば、次の利用調整をする月から、変更した希望施設で審査します。

⑫愛川町内の保育所等の入所申込をしましたが、入所前に愛川町から町外に引っ越しした場合、どのような取り扱いになりますか。

…入所月1日時点で愛川町に住民登録がないと、申込の取り下げ・入所の取消しとなります。

⑬転園の申込をした場合、どのような取り扱いになりますか。

…入所決定（内定）後は、辞退した場合であっても元の施設には戻れません。

（２） 利用

①上の子が施設を利用中に下の子を出産しますが、上の子は保育所等を利用し続けられますか。

…上の子が施設を利用中に下の子を出産する場合、原則、出産（予定）日の前後8週間は出産の要件で利用できます。その後、育児休業を取得し、上の子が同じ施設の利用を継続希望する場合は利用できます。

（手続きの流れ）

・妊娠が判明した段階で速やかに施設長に申し出のうえ、母子健康手帳のコピー（表紙と出産予定日が確認できる部分）を提出してください。

・出産後は速やかに、育児休業期間が記載された就労証明書を提出してください。

・復職に合わせて、生まれた子の保育所等への入所について、施設または子育て支援課へご相談ください。

②仕事を退職し、改めて就労先を探す場合、いつまでに就労証明書を提出すればいいですか。

…就労先を退職することになったら、速やかに施設長に申し出のうえ、「求職活動等に関する申立書」を提出してください。なお、求職活動中における保育の必要量については、「保育短時間認定」となります。前職退職日から2ヶ月以内に新しい就労先の「就労証明書」を提出してください。期日までに書類が提出されない場合は、退所となります。

③町外に転出しますが、同じ保育所等を利用し続けられますか。

…愛川町内の保育園、認定子ども園（2号認定・3号認定）、小規模保育施設に入所されている方が、町外に転出したあとも同じ施設を継続して利用するには、保護者のいずれかが愛川町内で就労していることが条件となります。

町外への転出が決まったら、速やかに施設長に申し出のうえ、「退所届」を提出し、転出後は、転出先の自治体で改めて認定申請と入所の申込みをしてください。

④就労の要件で入所後に子どもを預けられるのはどんな時ですか。

…原則として両親ともに就労している日のみ利用可能です。

（例）父：週5日（月～金）勤務

母：週4日（月・火・木・土）勤務

	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）
父	勤務	勤務	勤務	勤務	勤務	休み
母	勤務	勤務	休み	勤務	休み	勤務
保育園	○	○	×	○	×	×



©愛川町

7　入所について

（1）ならし保育について

保育所等での生活は、「ならし保育」から始まります。

お子さんが新しい環境に慣れていくために、短い預かり時間から少しずつ保育所等に慣らす「ならし保育」がありますので、入所後のその期間中はお子さんの保育時間が短くなります。

（2）体調を崩した時のお迎えや災害時の緊急お迎えについて

入所してすぐのお子さんは体調を崩しやすく、お子さんの状況によっては早めのお迎えを依頼することがあります。また、災害時は緊急にお迎えを依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

（3）保育時間について

開所時間の中で、保育標準時間・保育短時間の認定区分やその他保護者の状況などによって愛川町・各施設が決定します。ただし、原則として、実際に預けられる時間は保育標準・短時間の預かり時間のうち、就労・就学要件のときは、就労時間と通勤時間、その他のときには各施設による時間が原則となります。幼稚園（教育部分）や学校と異なり、お子さんにより送迎時間はまちまちです。実際の送り迎えの時間については、施設と相談して決めていきます。

なお、土曜日の保育については、合同保育を行うなど平日とは異なる体制をとっていることから、原則として、保護者がともに就労のため保育ができない場合の利用としておりますので、家庭保育が可能な場合は登園を控えていただくようご協力をお願いします。

（4）次のような場合には、速やかな届出が必要です。

届出の内容
勤務先・勤務時間・勤務日等に変更があったとき
退職をするとき
住所・連絡先・氏名・家族構成（結婚、離婚、同居（世帯員の移動））が変わったとき
妊娠・出産する（した）とき
育児休業を取得するとき
市区町村民税額が変わったとき
その他、保育を必要とする事由等に変更が生じたとき

○届出や手続きが正しく行われず、保育の必要性が確認できないときは、認定を取り消し、退所となる場合がありますので、ご注意ください。

○上記のほかにも各施設での手続きがあります。施設の指示に従い、退所や欠席をする場合は早めの連絡、手続きをしてください。一定期間を超える長期間の欠席は、退所となる場合があります。

○届出に必要な書類等を確認のうえ、入所している施設へ提出してください。
（町外の施設へ入所している方は愛川町子育て支援課へ提出してください。）

○認定の内容変更（保育の必要量等）については、月の20日までに届出をすると、原則として、その翌月1日から認定の内容を変更します。

（5）現況調査について

保育認定で在園している子どもがいる世帯については、年に一度、保育を必要とする事由を確認するための調査を実施しています。施設を通してご案内しますので、期日までに保育の必要性を証明する就労証明書等を提出してください。証明書等が提出されない、就労実態等（実績）を確認できない、虚偽の届出等が判明した

場合は、認定を取り消し、退所となる場合があります。

（６）退所について

退所のお申し出は、入所中の施設（町外の施設へ入所している方は愛川町子育て支援課）にお願いします。
原則として、その月の10日までに施設へ退所届を提出し、その月の末日での退所となります。
〇次のような場合には、保育所等の継続利用はできず、退所となりますので、ご注意ください。
・保育を必要とする事由を満たさなくなったとき
・1か月以上保育所等を休むとき、または登園日数が著しく少ない月が2か月以上続いたとき
・愛川町外に転出したとき（転出先の自治体を通じて、引き続き通園できる場合もあります）
・「求職活動」と「就労」を繰り返すなど、就労状況が安定しない場合
・「妊娠・出産」を事由に入所した方が「求職活動」を行う場合
・入所後、集団生活に著しく支障をきたしたとき
・虚偽の申請の事実が判明したとき

８　保育料（利用者負担額）について

●「幼児教育・保育の無償化」に伴い、３～５歳児クラスの保育料は無償化されています。
ただし、３～５歳児クラスの給食費（主食費・副食費）は、別途施設による実費徴収となりますので、詳細は施設にお問合せください。そのうち副食費については、①年収360万円未満相当世帯の子ども、②所得階層にかかわらず、1号認定は小学校3年生、2号認定は小学校就学前までの範囲で、第3子以降に該当する子どもの場合、免除となります。対象世帯には入所後、別途お知らせいたします。
●０～２歳児クラスについては、所得に応じて保育料がかかります。

（１）保育料

保育園、認定こども園、小規模保育施設の保育料は、保護者の所得や世帯状況などに応じて町が決定します。保育料の階層は、原則として父母の合算した町民税所得割額により決定します。0～2歳児クラスの保育料の月額は、P13の0～2歳児クラス愛川町保育料一覧表のとおりです。

なお、0～2歳児クラスの主食費及び副食費は施設による実費徴収はなく、保育料に含まれています。

（２）町民税所得割額の確認方法

①住民税を給与天引きされている方（主に会社にお勤めの方）

毎年6月頃に会社等から配布される「給与所得等に係る町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」で確認ができます。

②住民税を納付書で納めている方（主に自営業の方）

毎年6月頃に自宅に郵送される「町民税・県民税税額決定・変更通知書」で確認ができます。
※市区町村により通知書の名称・様式は異なります。
※町民税額については、住宅借入金等特別控除、寄付金控除、配当控除、外国税控除取得控除等の税額控除は、保育料の算定上、控除がないものとして計算します。

（３）保育料の切替時期

保育料は、町民税額を基礎に算定するため、町民税の年度切替に伴い、毎年9月に保育料が切り替わります。

なお、他市区町村で課税されている、未申告等により、町民税額が確認できない場合は、最高階層にて仮算定いたします。

〇4月～8月分の保育料　　令和8年度の町民税額を基礎に算出

〇9月～翌3月分の保育料　令和9年度の町民税額を基礎に算出

（４）保育料の納入方法

①認可保育所（町外の公立保育所を除く）を利用する場合

毎月の末日までに、次の納入方法により町にお支払いください。

◎納入方法

ア　口座振替による納入　※原則、口座振替としています。

口座振替の申請をされた方は、ご指定の預金口座から引き落とします。

イ　納付書による納入

毎月発行する納付書にて、指定された金融機関へ納めていただきます。

②町外の公立保育所を利用する場合

保育料は町が決定しますが、納入先は施設を運営する市区町村です。納入方法については、施設を運営する市区町村にお問合せください。

③認定こども園及び小規模保育施設を利用する場合

保育料は町が決定しますが、納入先は各施設です。納入方法については、施設にお問合せください。

（５）多子世帯の保育料の軽減

在園児童に小学校就学前で保育施設等に通われている兄または姉がいる場合、2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降は無料になります。算定人数には幼稚園や福祉施設等に通われているお子さんも含まれます。幼稚園や福祉施設等に通われているお子さんがいる場合は、在園証明書の提出をお願いします。（任意の様式で結構です。）ただし、認可外保育所へ入所をしているお子さんは含まれません。

また、世帯の市区町村民税合算額が 57,700 円未満（保育料表中の階層がC1～C5階層の一部）の場合や、ひとり親世帯・在宅障がい者を有する世帯で、世帯の市区町村民税合算額が 77,101 円未満（保育料表中の階層がC1～C7階層の一部）の世帯の場合は、多子軽減の年齢制限が撤廃され、保育料が軽減される可能性があります。

【注意事項】

◆保育料は、在籍している限り月単位で掛かります。
（家庭の事情等で欠席した日があっても、保育料は月額で納入していただきます。）

◆保育料を滞納されている場合は、退所の措置をとらせていただく場合があります。

◆0～2 歳児クラス愛川町保育料一覧表

各月初日の在籍児童が属する世帯の階層区分			月額保育料	
階層	定　　義		保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）		円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		6,800 (3,400)	6,600 (3,300)
C2	市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	5,000 円未満	8,400 (4,200)	8,200 (4,100)
C3		5,000 円以上 28,000 円未満	9,200 (4,600)	9,000 (4,500)
C4		28,000 円以上 48,600 円未満	11,400 (5,700)	11,200 (5,600)
C5		48,600 円以上 61,000 円未満	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
C6		61,000 円以上 73,000 円未満	16,600 (8,300)	16,300 (8,150)
C7		73,000 円以上 85,000 円未満	19,400 (9,000)	19,000 (8,800)
C8		85,000 円以上 97,000 円未満	22,200	21,800
C9		97,000 円以上 121,000 円未満	27,400	26,900
C10		121,000 円以上 145,000 円未満	32,800	32,200
C11		145,000 円以上 169,000 円未満	38,200	37,500
C12		169,000 円以上 191,000 円未満	41,000	40,300
C13		191,000 円以上 213,000 円未満	43,800	43,000
C14		213,000 円以上 235,000 円未満	46,800	46,000
C15		235,000 円以上 257,000 円未満	49,800	48,900
C16		257,000 円以上 279,000 円未満	53,200	52,200
C17		279,000 円以上 301,000 円未満	56,800	55,800
C18		301,000 円以上 349,000 円未満	59,600	58,500
C19		349,000 円以上 397,000 円未満	62,200	61,100
C20		397,000 円以上 465,000 円未満	64,600	63,500
C21		465,000 円以上	79,300	77,900

※C1～C7 階層の一部に該当する在宅障がい者を有する世帯、母子又は父子のみで生活する世帯（祖父母同居等の場合は除く）、そのほか町長が認める要保護世帯等については第 1 子を（ ）内に掲げる額、2 子目以降は無料とする。

９　「幼児教育・保育の無償化」について

〇無償化の対象・対象範囲は以下のとおりです。

保育所・小規模保育施設、認定こども園（保育部分）を利用する方（２・３号認定）	〇3～5歳児クラスのすべての子どもの保育料が無償です。 ※実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。 ※3～5歳児クラスの給食費については、これまで保育料に含まれていましたが、無償化後は実費徴収となります。所得等の状況に応じて、副食費（おかず）が免除になる場合もあります。 〇0～2歳児クラスの子どもについては、所得に応じて保育料がかかります。
新制度移行幼稚園、認定こども園（教育部分）を利用する方（１号認定、第２・第３号認定）	〇1号認定で在園するすべての子どもの保育料が無償です。 〇保育の必要性があると認定を受けた場合は、日額490円×利用日数を基準に、月額12，300円までを上限として預かり保育の利用料が助成されます。（第2号認定） 〇住民税非課税世帯を対象に、保育の必要性があると認定を受けた満3歳児クラスの子どもは、日額490円×利用日数を基準に、月額17，700円までを上限として預かり保育の利用料が助成されます。（第3号認定） ※預かり保育は、必ずしも希望どおりに利用できない場合があります。 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。
新制度未移行幼稚園（私学助成幼稚園）を利用する方（第１号認定、第２・第３号認定）	〇月額28，000円までを上限として保育料が無償化となります（第1号認定）。 〇保育の必要性があると認定を受けた場合は、日額490円×利用日数を基準に、月額12，300円までを上限として預かり保育の利用料が助成されます。（第2号認定） 〇住民税非課税世帯を対象に、保育の必要性があると認定を受けた満3歳児クラスの子どもは、日額490円×利用日数を基準に、月額17，700円までを上限として預かり保育の利用料が助成されます。（第3号認定） ※預かり保育は、必ずしも希望どおりに利用できない場合があります。 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象外です。
認可外保育施設、一時保育、ファミリーサポートセンターの預かり等を利用している方（第２・第３号認定）	〇保育の必要性があると認定を受けた3～5歳児クラスの子どもで、保育所、認定こども園等を利用していない場合、月額40，300円を上限として利用料が助成されます。（第2号認定） 〇住民税非課税世帯を対象に、保育の必要性があると認定を受けた0～2歳児クラスの子どもで、保育所、認定子ども園、小規模保育施設等を利用していない場合、月額45，700円を上限として利用料が助成されます。（第3号認定）
その他	〇就学前の障がい児の発達支援（いわゆる「障がい児通所施設」）を利用する場合は、3～5歳児クラスの利用料が無償化となります。

幼稚園・認定こども園（教育部分）の利用を検討してみませんか？

幼稚園・認定子ども園は、それぞれが教育目標を掲げ、特色ある教育を行っています。

幼稚園・認定子ども園では教育時間の前後に預かり保育（一時預かり）を実施していて、保護者の就労などの理由で預けることもできます。「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない･･･」とお考えの方、ご家庭の就労条件に合う幼稚園・認定こども園が見つかるかもしれませんので、幼稚園・認定こども園の利用を検討してみてはいかがでしょうか？

●幼稚園・認定こども園（教育部分）の保育料等の保護者負担は？

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園・認定こども園（教育部分）に在園する満３歳から５歳児クラスまでの児童の保育料の全部または一部（月額２８，０００円まで）が無償です。

●保育施設と幼稚園は何が違う？

	保育施設	幼稚園・認定こども園（教育部分）
利用できる保護者	就労（１日４時間以上かつ、月に１６日以上勤務）等、家庭で保育のできない保護者	どなたでも利用できます。
対象年齢	０歳から小学校就学前 （小規模保育施設は０歳～２歳児クラス）	満３歳～小学校就学前 ※園によって異なります。
利用時間	夕方までの保育	昼過ぎまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の長期休業日等（夏休み等）の預かり保育を実施
保護者負担	・３歳～５歳児クラスは無償 ・０歳～２歳児クラスの住民税非課税世帯は無償 ※０歳～２歳児クラスの課税世帯は、所得に応じて保育料がかかります。 ※各種実費等は無償化対象外です。	【新制度移行幼稚園・認定こども園】 標準的な利用料（教育時間）が無償 【新制度未移行幼稚園】(私学助成幼稚園) 標準的な利用料（教育時間）のうち、月額 28,000 円まで無償 ●預かり保育 月額 12,300 円まで無償（第２号認定） ※各種実費、その他教育に係る費用等は無償化対象外ですので、費用の詳細は各園にお問合せください。
	※実費のうち副食費については、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと全世帯の第３子以降（幼稚園は小学校３年生、保育所は小学校就学前までの範囲でカウント）に該当する子どもの場合は、免除又は助成されます。	

10 町内施設・事業の一覧 （令和8年10月1日現在）

※〇歳児とある場合は、各年度4月1日時点の年齢を基準とします。
※〇か月とある場合は、各月1日時点の年齢を基準とします。

◆町立保育園

施設名	所在地 電話番号	受入 年齢	開所時間		標準時間 短時間
			月～金	土	
半原保育園	半原4495-1 046-281-0244	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	7:30～13:00	7:30～18:30 8:30～16:30
高峰保育園	三増773 046-281-1186	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	7:30～13:00	7:30～18:30 8:30～16:30
中津保育園	中津544 046-285-0084	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	7:30～13:00	7:30～18:30 8:30～16:30
春日台保育園	春日台2-11-3 046-285-0795	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	7:30～17:00	7:30～18:30 8:30～16:30
中津南保育園	中津3893 046-286-0077	6か月～ 5歳児	7:30～18:30	7:30～13:00	7:30～18:30 8:30～16:30

※春日台保育園以外の園児で、土曜日に13:00～17:00の保育を希望する場合は、春日台保育園での土曜日の受入れを実施しています。
※中津保育園と中津南保育園は、土曜日を合同保育として交互で開所します。（第1、3、5土曜日は中津保育園で、第2、4土曜日は中津南保育園で、合同保育をします。）

◆小規模保育施設

施設名	所在地 電話番号	受入 年齢	開所時間	標準時間 短時間
			月～土	
くれよん保育園	中津4765-12 046-286-4186	5か月～ 2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
保育所あいかわ	中津64-1 046-285-7804	2か月～ 2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30
保育所あいかわ第二	中津3576-3 046-265-0900	2か月～ 2歳児	7:30～18:30	7:30～18:30 8:30～16:30

◆認定こども園

※認定こども園の「受入年齢」、「時間」等は、保育部分（2号・3号認定）の利用が可能な「クラス年齢」と時間を記載しています。

施設名	所在地 電話番号	受入 年齢	開所時間		標準時間 短時間
			月～金	土	
愛川幼稚園	角田4369-47 046-281-1237	1歳～ 5歳児	7:30～18:30	なし	7:30～18:30 8:30～16:30
中津幼稚園	中津2217 046-285-1650	1歳～ 5歳児	7:30～18:30		7:30～18:30 8:30～16:30

◆幼稚園

※利用については直接施設にお問合せください。

施 設 名	所在地 電話番号	受入 年齢	預かり保育時間 （教育時間含む）	預かり保育について
春日台幼稚園	春日台 3-6-36 046-285-0074	満3歳～5歳児	8:35～17:00	教育時間以降の対応、長期休業日の期間は施設によりことなりますので、施設に直接お問合せください。

◆認可外保育施設 ： 企業主導型保育事業

※利用については直接施設にお問合せください。

施 設 名	所在地 電話番号	受入 年齢	開 所 時 間		設 置 者
			月～金	土	
ベストキッズ 愛川保育園	中津 7485-3-1F 046-265-0819	0歳～ 3歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	㈱ベストライフジャパン

※地域枠を設定している施設となります。

◆ 令和 8 年度クラス年齢表

クラス	生年月日
0歳児	令和 8 年（2026 年）4 月 2 日～（0歳児の保育実施年齢は施設により異なります）
1歳児	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日～令和 8 年（2026 年）4 月 1 日
2歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日～令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
3歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日～令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
4歳児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
5歳児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日

11 その他の保育サービス

（1）一時保育

事 業 内 容	保護者の就労や病気・出産・冠婚葬祭等の緊急時、家庭での保育が一時的に困難な場合や、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために、施設で一時的に児童をお預かりする事業
利 用 日 数	非定型的保育サービス⇒就労、就学、職業訓練など：週 3 日程度 緊急的保育サービス⇒疾病、出産、通院、冠婚葬祭など：週 3 日又は月 12 日を限度
利用できる児童	町内に住所があり、満 1 歳以上就学前までの児童（離乳食を完了していること）
利 用 時 間	月～金曜日：8：30～16：30 ※土・日曜日、祝日、年末年始はお休み
利 用 料 金	1・2 歳児：1 時間 300 円、3 歳児：1 時間 200 円、4 歳児以上：1 時間 100 円 給食代：300 円 おやつ代：50 円
利 用 方 法	実施施設に直接お申込ください。

〈実施施設〉

施 設 名	所在地	電話番号
中津保育園	中津 544	046-285-0084
中津幼稚園	中津 2217	046-285-1650

（2）病児保育

病気中や病気の回復期で集団保育が困難であり、仕事などの事情により保護者が家庭で保育できない場合、一時的に児童を預かる制度です。

〈実施概要〉

実施施設	愛川町病児保育室＆ケアキッズ
所 在 地	愛川町中津7350
電話番号	046－281－7716
対 象 者	町内または大和市・厚木市・海老名市・座間市・綾瀬市・清川村在住で生後6か月から小学校6年生までの児童（利用については、施設へお問い合わせください。）
保育時間	午前8時30分～午後5時30分（土日祝、年末年始は休業） （延長保育あり 午後5時30分以降午後6時まで 延長15分500円）
手 続 き	施設を利用するには、かかりつけ医等による利用連絡票の発行が必要となります。 病児保育利用医師連絡票発行手数料 1，500円
利用料金	1日 2，000円（昼食・おやつ代別途300円）

（3）保育園開放（かえでっこのつどい）

未就園児の親子を対象に、町立保育園で遊ぶ「かえでっこのつどい」を開催しています。
ご利用において予約は不要です。

〈実施概要〉

利用対象者	未就園児の親子
利用時間	毎週水曜日　午前１０時から１２時まで （ただし、第5水曜日・年末年始12月29日～1月3日を除く）
実施施設	各町立保育園

（4）愛川幼稚園園庭開放（どんぐり教室）

〈実施概要〉

利用対象者	令和8年4月1日生まれまでの未就園児の親子
利用時間	月1回程度　午前１０時から１２時まで ※詳しい実施日は園にお問い合わせください。
利用方法	園HPをご参照いただき、ご不明な点は園に直接お問い合わせください。

（5）中津幼稚園プレ保育

〈実施概要〉

クラス名	1歳親子クラス（ポップ）	2歳クラス（ペップ）から 毎日登園の満三歳入園へ
利用 対象者	令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれの お子さんとその保護者	令和6年4月2日～令和7年4月1日生まれ
利用 時間	月1,2回程度 午前１０時１５分から午前１１時３０分まで ※詳しい実施日は利用開始後に園から通知	原則毎週火曜日、金曜日 午前１０時１５分から午後１時００分まで ※詳しい実施日は利用開始後に園から通知
利用 方法	園HPをご参照いただき、ご不明な点は園に直接お問い合わせください。	

（6）春日台幼稚園未就園児クラス

〈実施概要〉

利用対象者	2歳児～3歳児の親子
利用時間	月1回程度　午前１０時１５分から午前１１時３０分まで ※詳しい実施日・実施時間は園にお問い合わせください。
利用方法	園HPをご参照いただき、ご不明な点は園に直接お問い合わせください。

（7）こども誰でも通園制度

〈実施概要〉

利用対象者	生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）の未就園児
利用時間	こども1人につき、月10時間まで ※詳しい実施日・実施時間は園にお問い合わせください。
利用方法	こども誰でも通園制度（つうえんポータル）より利用申請をしてください。
利用料金	１時間あたり３００円（おやつ、給食等の提供なし）